

随意契約（相手方指定）調書

件名	成年後見あんしん生活創造事業業務委託	№5200046
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	19,814,525円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (法人番号：1011505000656)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	成年後見あんしん生活創造事業業務委託
指名業者 (案)	名 称 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 所在地 東京都荒川区南千住1-13-20 代表者 笠島 伸介
特命理由	本件は、成年後見制度の利用促進・円滑な制度運用に向けた広報・相談・支援等の事業実施について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 荒川区では令和4年度から、成年後見制度の利用促進・行政各関係機関等との連携調整のための「中核機関」を設置しているが、このうち広報・相談などの一部の業務については、既存の事業を活用することが適切であることから、委託を行うものである。 上記法人は、平成22年度から令和3年度まで、区の補助事業として成年後見制度に係る周知・啓発や相談援助等を実施してきた経緯があるため、当制度についての理解や支援ノウハウを十分に有しており、本件委託業務の着実な実施が期待できる。 ② 上記法人は、本件委託業務を令和4年度から受託しており、主管課で令和5年度契約の評価を行っているが、実務経験豊富な人員配置がなされ、区との円滑な連携・情報共有がなされている等、履行状況は良好であったため、今後も安定的かつ効果的な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)